2(1)　ラオス人民民主共和国外務省が発給した有効な公用旅券を所持するラオス人民民主共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するラオス人民民主共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するラオス人民民主共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにラオス人民民主共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるラオス人民民主共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、ラオス人民民主共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在ラオス人民民主共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてラオス人民民主共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年二月二十五日にビエンチャンで

（ラオス人民民主共和国外務省から在ラオス人民民主共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.526／AE．AC

口上書

ラオス人民民主共和国外務省は、在ラオス人民民主共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、ラオス人民民主共和国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年四月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な公用旅券を所持し日本国政府の公用の用務の目的でラオス人民民主共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなくラオス人民民主共和国に入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってラオス人民民主共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくラオス人民民主共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってラオス人民民主共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、ラオス人民民主共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するラオス人民民主共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　ラオス人民民主共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　ラオス人民民主共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくラオス人民民主共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　ラオス人民民主共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

ラオス人民民主共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ラオス人民民主共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年三月二日にビエンチャンで

○外務省告示第百三十七号

平成二十七年三月三十一日にハノイで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九百七十四億千四百万円（九七、四一四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。